

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除対象期間

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割と均等割が年額から減額されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
		出産予定月				

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された結果、納めすぎた保険税が生じたときは還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税免除届出書
- ② 母子健康手帳
- ③ 世帯主および出産被保険者の方のマイナンバーカード等
（マイナンバー確認書類および本人確認書類）

届出先

岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地9

一戸町役場税務会計課 TEL 0195-33-2111（内線125）